

社保審一介護給付費分科会	
第168回 (H31. 2. 13)	資料 2

介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

Ⅰ 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	
		(2) 20分以上30分未満										
		(3) 30分以上1時間未満										
		(4) 1時間以上										
		(5) 1時間以上										
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(182単位)	(224単位)								
		(2) 45分以上										
	ハ 通院等乗降介助											
	(1回につき 98単位)											

二 初回加算	(1月につき +200単位)
--------	----------------

ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	

ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,256単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
		：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (312単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	1月につき 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (469単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (819単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,122単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (297単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (264単位)	×90/100				+300単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			-97単位	
	(2) 30分未満 (397単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (571単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (839単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,945単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位								
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位)														
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)														
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 5単位を加算)														
	ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)														

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 292単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1月につき +280単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき →20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算		(1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)										
		※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
			特別地域居宅療養管理指導加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (485単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅診療会管理料又は特定施設入居時等 療養給付管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (295単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (285単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (261単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (560単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (415単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (509単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (377単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (345単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (295単位)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (539単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)			
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (324単位)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (295単位)			
		(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (324単位)			
		(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)			

※ ハ(2)ー(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

基本部分		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護員 の人数が 基準に満たな い場合	2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	3時間以上4 時間未満の 通所介護を 行う場合	共生型通所 介護を行う場 合	生活相談員 配置等加算	中山間地域 等に居住する 者のサービス 提供加算	入浴介助を 行った場合	中重度者ケア 体制加算	生活機能向上 連携加算	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	ADL維持等 加算(Ⅰ)	ADL維持等 加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知 症利用者受 入加算	変更改善加 算	介護スクリー ニング加算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住 する者又は同 一建物から利 用する者に通 所介護を行う 場合	事業所が送 迎を行わない 場合																																																																															
イ 介護職員等 が定員以上の 人数で勤務する 場合	(1) 3時間以上4時間未満	第1階1 2,064 円/人/日 第1階2 2,171 円/人/日 第1階3 2,171 円/人/日 第1階4 2,171 円/人/日 第1階5 2,171 円/人/日 第1階6 2,171 円/人/日 第1階7 2,171 円/人/日 第1階8 2,171 円/人/日 第1階9 2,171 円/人/日 第1階10 2,171 円/人/日	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																																															
	(2) 4時間以上5時間未満	第1階1 2,284 円/人/日 第1階2 2,391 円/人/日 第1階3 2,391 円/人/日 第1階4 2,391 円/人/日 第1階5 2,391 円/人/日 第1階6 2,391 円/人/日 第1階7 2,391 円/人/日 第1階8 2,391 円/人/日 第1階9 2,391 円/人/日 第1階10 2,391 円/人/日																																																																																																			
	(3) 5時間以上6時間未満	第1階1 2,504 円/人/日 第1階2 2,611 円/人/日 第1階3 2,611 円/人/日 第1階4 2,611 円/人/日 第1階5 2,611 円/人/日 第1階6 2,611 円/人/日 第1階7 2,611 円/人/日 第1階8 2,611 円/人/日 第1階9 2,611 円/人/日 第1階10 2,611 円/人/日																					×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																																											
	(4) 6時間以上7時間未満	第1階1 2,724 円/人/日 第1階2 2,831 円/人/日 第1階3 2,831 円/人/日 第1階4 2,831 円/人/日 第1階5 2,831 円/人/日 第1階6 2,831 円/人/日 第1階7 2,831 円/人/日 第1階8 2,831 円/人/日 第1階9 2,831 円/人/日 第1階10 2,831 円/人/日																																																																																																			
	(5) 7時間以上8時間未満	第1階1 2,944 円/人/日 第1階2 3,051 円/人/日 第1階3 3,051 円/人/日 第1階4 3,051 円/人/日 第1階5 3,051 円/人/日 第1階6 3,051 円/人/日 第1階7 3,051 円/人/日 第1階8 3,051 円/人/日 第1階9 3,051 円/人/日 第1階10 3,051 円/人/日																																									×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																																							
	(6) 8時間以上9時間未満	第1階1 3,164 円/人/日 第1階2 3,271 円/人/日 第1階3 3,271 円/人/日 第1階4 3,271 円/人/日 第1階5 3,271 円/人/日 第1階6 3,271 円/人/日 第1階7 3,271 円/人/日 第1階8 3,271 円/人/日 第1階9 3,271 円/人/日 第1階10 3,271 円/人/日																																																																																																			
	(1) 3時間以上4時間未満	第1階1 2,064 円/人/日 第1階2 2,171 円/人/日 第1階3 2,171 円/人/日 第1階4 2,171 円/人/日 第1階5 2,171 円/人/日 第1階6 2,171 円/人/日 第1階7 2,171 円/人/日 第1階8 2,171 円/人/日 第1階9 2,171 円/人/日 第1階10 2,171 円/人/日																																																													×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100																			
	(2) 4時間以上5時間未満	第1階1 2,284 円/人/日 第1階2 2,391 円/人/日 第1階3 2,391 円/人/日 第1階4 2,391 円/人/日 第1階5 2,391 円/人/日 第1階6 2,391 円/人/日 第1階7 2,391 円/人/日 第1階8 2,391 円/人/日 第1階9 2,391 円/人/日 第1階10 2,391 円/人/日																																																																																																			
	(3) 5時間以上6時間未満	第1階1 2,504 円/人/日 第1階2 2,611 円/人/日 第1階3 2,611 円/人/日 第1階4 2,611 円/人/日 第1階5 2,611 円/人/日 第1階6 2,611 円/人/日 第1階7 2,611 円/人/日 第1階8 2,611 円/人/日 第1階9 2,611 円/人/日 第1階10 2,611 円/人/日																																																																																	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100
	(4) 6時間以上7時間未満	第1階1 2,724 円/人/日 第1階2 2,831 円/人/日 第1階3 2,831 円/人/日 第1階4 2,831 円/人/日 第1階																																																																																																			

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを要しない場合の算定」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」に対する評価であるため、告示の欄に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護、介護職員等の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

※「生活行為向上リハビリテーション」の実施後に「リハビリテーション」を継続した場合の減算については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」に対する評価であるため、告示の順に記載。ただし、算定機上では、「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護、介護職員」の人数が基準を満たさない場合に「理学療法士等体制強化加算」の欄に注があるものとみなし単位数を算定する。

①「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

[illegible]

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

介護 10

[illegible]

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注								
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)	看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (675 単位) 要介護2 (724 単位) 要介護3 (772 単位) 要介護4 (821 単位) 要介護5 (870 単位)	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位								
			b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (702 単位) 要介護2 (754 単位) 要介護3 (804 単位) 要介護4 (855 単位) 要介護5 (906 単位)														
			c 診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (693 単位) 要介護2 (743 単位) 要介護3 (793 単位) 要介護4 (843 単位) 要介護5 (893 単位)														
			d 診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要介護1 (779 単位) 要介護2 (828 単位) 要介護3 (878 単位) 要介護4 (925 単位) 要介護5 (974 単位)														
			e 診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (811 単位) 要介護2 (863 単位) 要介護3 (914 単位) 要介護4 (964 単位) 要介護5 (1,015 単位)														
			f 診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (800 単位) 要介護2 (851 単位) 要介護3 (901 単位) 要介護4 (950 単位) 要介護5 (1,001 単位)														
		(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>							要介護1 (598 単位) 要介護2 (642 単位) 要介護3 (685 単位) 要介護4 (730 単位) 要介護5 (773 単位)							
				看護<3:1>							b 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (704 単位) 要介護2 (747 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (835 単位) 要介護5 (879 単位)						
											(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (800 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (946 単位) 要介護5 (995 単位)						
			(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>								要介護1 (828 単位) 要介護2 (880 単位) 要介護3 (930 単位) 要介護4 (980 単位) 要介護5 (1,031 単位)							
			(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (968 単位) 要介護5 (1,018 単位)														
			(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (800 単位) 要介護2 (850 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (946 単位) 要介護5 (995 単位)														
	(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (828 単位) 要介護2 (880 単位) 要介護3 (930 単位) 要介護4 (980 単位) 要介護5 (1,031 単位)																
	(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位) 要介護2 (869 単位) 要介護3 (919 単位) 要介護4 (968 単位) 要介護5 (1,018 単位)																
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費			(一) 3時間以上4時間未満 (656 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (908 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,261 単位)							×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位	
	(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
	(5) 認知症専門ケア加算										(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
	(6) 特定診療費																	
	(7) サービス提供体制強化加算										(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
	(8) 介護職員処遇改善加算										(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (三)の90/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (三)の80/100)							
	(9) 介護職員等特定処遇改善加算										(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)	×97/100	診療所設備基準 減算 －60単位	－25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
	(10) 介護職員等特定処遇改善加算																	
	注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目																	

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,020 単位) 要介護2 (1,084 単位) 要介護3 (1,148 単位) 要介護4 (1,212 単位) 要介護5 (1,276 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,125 単位) 要介護2 (1,190 単位) 要介護3 (1,253 単位) 要介護4 (1,318 単位) 要介護5 (1,383 単位)								
			a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,160 単位) 要介護3 (1,233 単位) 要介護4 (1,316 単位) 要介護5 (1,395 単位)								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,197 単位) 要介護2 (1,284 単位) 要介護3 (1,384 単位) 要介護4 (1,474 単位) 要介護5 (1,569 単位)								
			a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,037 単位) 要介護2 (1,103 単位) 要介護3 (1,168 単位) 要介護4 (1,233 単位) 要介護5 (1,298 単位)								
		一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,043 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,174 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,304 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)							
				a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)							
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)							
				a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)							
	一般病棟	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,043 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,174 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,304 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)								
			a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)								
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)								
			a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)								
一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,043 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,174 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,304 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)									
		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)									
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)									
		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)									
一般病棟	(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,043 単位) 要介護2 (1,108 単位) 要介護3 (1,174 単位) 要介護4 (1,239 単位) 要介護5 (1,304 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)									
		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)									
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,027 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,156 単位) 要介護4 (1,220 単位) 要介護5 (1,284 単位)									
		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,092 単位) 要介護2 (1,156 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,348 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,070 単位) 要介護2 (1,126 単位) 要介護3 (1,182 単位) 要介護4 (1,238 単位) 要介護5 (1,294 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,125 単位) 要介護2 (1,181 単位) 要介護3 (1,237 単位) 要介護4 (1,293 単位) 要介護5 (1,349 単位)									
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,146 単位) 要介護2 (1,210 単位) 要介護3 (1,275 単位) 要介護4 (1,339 単位) 要介護5 (1,403 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,146 単位) 要介護2 (1,210 単位) 要介護3 (1,275 単位) 要介護4 (1,339 単位) 要介護5 (1,403 単位)								
			a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
			a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
			a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
			b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
			a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,091 単位) 要介護2 (1,155 単位) 要介護3 (1,220 単位) 要介護4 (1,284 単位) 要介護5 (1,349 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		(656 単位)	×70/100	×90/100		×90/100				
		(二) 4時間以上6時間未満		(907 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満		(1,260 単位)								
(5) 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))								
(6) 特定診療費												
(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 18単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 12単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 6単位を加算)								
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
		(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×19/1000)								
		(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×10/1000)								
		(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(三)の90/100)								
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
		(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×11/1000)								
				：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目								

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

[illegible]

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束の防止未実施減算	入居継続支援加算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合							
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (536 単位)	×70/100		→54単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +36単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +5単位 (6月に1回を限度)									
	要介護2 (602 単位)			→60単位																	
	要介護3 (671 単位)			→67単位																	
	要介護4 (735 単位)			→74単位																	
	要介護5 (804 単位)			→80単位																	
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)		×70/100																			

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
福祉用具貸与費 (別記指定福祉用具貸与に準じた費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (車々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に、相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (車々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に、相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (車々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
福祉用具貸与費	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排尿処理装置			

「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排尿処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,057単位) 要介護3・4・5 (1,373単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (529単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき ー200単位
			要介護3・4・5 (686単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (317単位)					
			要介護3・4・5 (411単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)							

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

1 介護福祉施設サービス

[illegible]

[illegible]

外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）			入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定
注 ターミナル ケア加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 （1日につき 160単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 160単位を加算）	
	(2) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 （1日につき 820単位を加算）	
		療養型老健の場合 （1日につき 850単位を加算）	
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 （1日につき 1,650単位を加算） 療養型老健の場合 （1日につき 1,700単位を加算）	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算			イ 療養体制維持特別加算（Ⅰ） （1日につき 27単位を加算） ロ 療養体制維持特別加算（Ⅱ） （1日につき 57単位を加算）
ハ 初期加算			（1日につき 30単位を加算）
ニ 再入所時栄養連携加算（※2）			（入所者1人につき1回を限度として400単位を加算）
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 450単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含額においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 450単位を加算）	
ホ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（※2）	在宅強化型の場合	（1回につき 480単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含額においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき 480単位を加算）	
ヘ 退所時等支援等加算（※2）	(1) 退所時等支援加算	(一) 試行的退所時指導加算 (400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		(二) 退所時情報提供加算 (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		(三) 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 訪問看護指示加算	（入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）	
ト 栄養マネジメント加算			（1日につき 14単位を加算）
チ 低栄養リスク改善加算（※2）			（1月につき 300単位を加算）
リ 経口移行加算（※2）			（1日につき 28単位を加算）
ス 経口維持加算（1月につき）（※2）	(1) 経口維持加算（Ⅰ）	（400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
	(2) 経口維持加算（Ⅱ）	（100単位）	
ル ロ腔衛生管理体制加算（※2）			（1月につき 30単位を加算）
ヲ ロ腔衛生管理加算（※2）			（1月につき 90単位を加算）
ワ 療養食加算			（1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度））
カ 在宅復帰支援機能加算			（療養型老健に限り1日につき 10単位を加算）
コ かかりつけ医連携薬剤調整加算（※2）			（入所者1人につき1回を限度として125単位を加算）
タ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 （1月）に1回3日を限度に、1日につき18単位を算定 療養型老健の場合 （1月）に1回3日を限度に、1日につき18単位を算定	
		(2) 特定治療	
レ 所定疾患施設療養費（※2）	(1)所定疾患施設療養費（Ⅰ）	（1月）に1回7日を限度に、1日につき230単位を算定 (2)所定疾患施設療養費（Ⅱ） （1月）に1回7日を限度に、1日につき450単位を算定	
ソ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）	
	(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）	
ツ 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養型老健以外の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
	療養型老健の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ネ 認知症情報提供加算			（1回当たり 350単位を加算）
ナ 地域連携診療計画情報提供加算（※2）	在宅強化型の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
	在宅強化型以外の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）	
ラ 看護マネジメント加算（※2）			（イ（Ⅰ）、ロ（Ⅰ）を算定する場合のみ算定）（1月につき 10単位を加算（3月に1回を限度））
ム 接せつ支援加算（※2）			（1月につき 100単位を加算）
ウ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 18単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 12単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 6単位を加算）	
	(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）	
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×39／1000）	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×29／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき +所定単位×16／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき +(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	（1月につき +(3)の80／100）	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき +所定単位×21／1000）	注 所定単位は、イからウまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき +所定単位×17／1000）	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

[illegible]

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退院サービス費		入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単価に限る。）	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算 (1日につき 30単位)			
(6) 退院時指導等加算 (※3)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
	e 退院前連携加算 (500単位)		
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)			
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 低栄養リスク改善加算 (※3)		(1月につき 300単位を加算)	
(9) 経口移行加算 (※3)		(1日につき 28単位を加算)	
(10) 経口維持加算 (1月につき) (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(11) 口腔衛生管理体制加算 (※3)		(1月につき 30単位を加算)	
(12) 口腔衛生管理加算 (※3)		(1月につき 90単位を加算)	
(13) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(14) 在宅復帰支援機能加算 (※3)		(1日につき 10単位を加算)	
(15) 特定診療費 (※3)			
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日以内に限り 1日につき200単位を加算)	
(18) 排せつ支援加算 (※3)		(1月につき 100単位を加算)	
(19) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(20) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の80/100)	
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十(三)の15/1000)	注 所定単位は、(1)から(19)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十(三)の11/1000)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経路措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(※3)を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施加算	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (627 単位)	×95/100		－63単位	診療所療養病床設備基準減算 －60単位	+120単位	
			要介護2 (676 単位)			－68単位			
			要介護3 (724 単位)			－72単位			
			要介護4 (772 単位)			－77単位			
			要介護5 (822 単位)			－82単位			
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (654 単位)			－65単位			
			要介護2 (706 単位)			－71単位			
			要介護3 (756 単位)			－76単位			
			要介護4 (807 単位)			－81単位			
			要介護5 (858 単位)			－86単位			
		c 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (645 単位)			－65単位			
			要介護2 (695 単位)			－70単位			
			要介護3 (745 単位)			－75単位			
			要介護4 (795 単位)			－80単位			
			要介護5 (845 単位)			－85単位			
		d 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅳ) <多床室>	要介護1 (731 単位)	×95/100		－73単位			
			要介護2 (780 単位)			－78単位			
			要介護3 (830 単位)			－83単位			
			要介護4 (877 単位)			－88単位			
			要介護5 (926 単位)			－93単位			
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護・介護<3:1>	e 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (763 単位)			×95/100			－76単位
			要介護2 (815 単位)						－82単位
			要介護3 (866 単位)						－87単位
			要介護4 (916 単位)						－92単位
			要介護5 (968 単位)						－97単位
		f 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (752 単位)						－75単位
			要介護2 (803 単位)						－80単位
			要介護3 (853 単位)						－85単位
			要介護4 (902 単位)						－90単位
			要介護5 (954 単位)						－95単位
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (549 単位)	×95/100	×97/100	－55単位				
		要介護2 (593 単位)			－59単位				
		要介護3 (637 単位)			－64単位				
		要介護4 (682 単位)			－68単位				
		要介護5 (725 単位)			－73単位				
		b 診療所型介護療養施設サービス費 (ⅱ) <多床室>			要介護1 (656 単位)	－66単位			
					要介護2 (699 単位)	－70単位			
					要介護3 (743 単位)	－74単位			
					要介護4 (787 単位)	－79単位			
					要介護5 (831 単位)	－83単位			
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (752 単位)			×95/100	－75単位			
		要介護2 (802 単位)				－80単位			
		要介護3 (850 単位)				－85単位			
		要介護4 (898 単位)				－90単位			
		要介護5 (947 単位)				－95単位			
						要介護1 (780 単位)			－78単位
						要介護2 (832 単位)			－83単位
						要介護3 (882 単位)			－88単位
						要介護4 (932 単位)			－93単位
						要介護5 (984 単位)			－98単位
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (770 単位)				×95/100			－77単位
		要介護2 (821 単位)							－82単位
		要介護3 (871 単位)							－87単位
		要介護4 (920 単位)							－92単位
		要介護5 (971 単位)							－97単位
	(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (752 単位)	×95/100						－75単位
		要介護2 (802 単位)							－80単位
		要介護3 (850 単位)							－85単位
		要介護4 (898 単位)							－90単位
		要介護5 (947 単位)							－95単位
		要介護1 (780 単位)							－78単位
		要介護2 (832 単位)							－83単位
		要介護3 (882 単位)							－88単位
		要介護4 (932 単位)							－93単位
		要介護5 (984 単位)							－98単位
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (770 単位)	×95/100			－77単位				
	要介護2 (821 単位)				－82単位				
	要介護3 (871 単位)				－87単位				
	要介護4 (920 単位)				－92単位				
	要介護5 (971 単位)				－97単位				
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (821 単位)				×95/100				－82単位
	要介護2 (871 単位)								－87単位
	要介護3 (920 単位)								－92単位
	要介護4 (971 単位)								－97単位
	要介護5 (971 単位)								－97単位

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算		(1日につき 30単位を加算)	
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算		(入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	
(5) 栄養マネジメント加算		(1日につき 14単位を加算)	
(6) 低栄養リスク改善加算(※1)		(1月につき 300単位を加算)	
(7) 経口移行加算(※1)		(1日につき 28単位を加算)	
(8) 経口維持加算(1月につき)(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(400単位)	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(100単位)	
(9) 口腔衛生管理体制加算(※1)		(1月につき 30単位を加算)	
(10) 口腔衛生管理加算(※1)		(1月につき 90単位を加算)	
(11) 療養食加算		(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
(12) 在宅復帰支援機能加算(※1)		(1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費(※1)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
(16) 排せつ支援加算(※1)		1月につき 100単位を加算)	
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	
(19) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。

[illegible]

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費		入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき 30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として400単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退所時指導加算 (400単位)
		d 退所時情報提供加算 (500単位)
		e 退所前連携加算 (500単位)
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として 300単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ス 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)		
ル 低栄養リスク改善加算 (※2) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
ヲ 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
ウ 経口維持加算 (1月につき) (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
カ 口腔衛生管理体制加算 (※2) (1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ヨ 口腔衛生管理加算 (※2) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
レ 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)		
ソ 特別診療費 (※2)		
ツ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
ラ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ム 移行定着支援加算 (※2) (1日につき93単位を加算)		
ワ 排せつ支援加算 (※2) (1月につき 100単位を加算)		
キ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ノ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位の80/100)	
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからキまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×11/1000)	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一・建物 の利用者又はこれ 以外の同一・建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等にお ける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算	
イ 介護予防訪問入浴介護費		(1回につき 849単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一・建物の利用者 又はこれ以外の同一・建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一・建物の利用者 の利用者50人以上にサービ スを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)						
ニ 介護職員等特定処遇 改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

〔脚注〕

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		定看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能	×90/100		30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	
	(2) 30分未満											
	(3) 30分以上1時間未満											
	(4) 1時間以上1時間30分未満											
ハ 初回加算		(1月につき +300単位)										
ニ 退院時共同指導加算		(1回につき +600単位)										
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +300単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算		(1回につき +6単位)										

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等に在る小規模事業所加算	中山間地域等に在る者へのサービス提供加算	短期集中(ハビ)リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師のリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 292単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1回につき +20単位
	介護老人保健施設の場合								
	介護医療院の場合								
ロ 事業所評価加算			(1月につき 120単位を加算)						
ハ サービス提供体制強化加算			(1回につき +6単位)						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養 管理指導費(1) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (500単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用 者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬 剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を 行う場合	特別地域介護予防 居宅療養管理指導 加算	中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (450単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (444単位)					
	(2) 介護予防居宅療養 管理指導費(2) (在宅介護学協会 管理料又は特定施設 入居者学協会 管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う 場合 (270単位)					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (235単位)					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (230単位)					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (500単位)	+15/100				+10/100	+5/100
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (450単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)		(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (500単位)	+100単位			
			(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (415単位)				
			(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)		(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (500単位)				
			(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (379単位)				
			(三) (一)及び(二)以外の場合 (343単位)				
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (530単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (485単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (444単位)						
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (324単位)						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)						

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーションマネジメント加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属する月から3月以内 (1月につき+900単位)	減算対象月から6月以内 ×85/100	1月につき +240単位	－376単位
		要支援2								－752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1								－376単位
		要支援2								－752単位
	介護医療院の場合	要支援1								－376単位
		要支援2								－752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)										
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)										
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)										
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上								
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上		(1月につき 700単位を加算)						
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上								
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	要支援1	(1月につき 48単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 96単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活機能向上連携加算	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	要支援1 (466 単位) 要支援2 (579 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +184単位	
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床室」	要支援1 (466 単位) 要支援2 (579 単位)												
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「従来型個室」	要支援1 (438 単位) 要支援2 (549 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床室」	要支援1 (438 単位) 要支援2 (549 単位)												
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「ユニット型個室」	要支援1 (545 単位) 要支援2 (662 単位)	×97/100											
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「ユニット型個室の多床室」	要支援1 (545 単位) 要支援2 (662 単位)												
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「ユニット型個室」	要支援1 (514 単位) 要支援2 (638 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「ユニット型個室の多床室」	要支援1 (514 単位) 要支援2 (638 単位)												
ハ 療養食加算				(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)											
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)											
ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 18単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 12単位を加算)											
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 6単位を加算)											
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)											
ヘ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 所定単位×83/1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 所定単位×60/1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき 所定単位×33/1000)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき (3)の90/100)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき (3)の80/100)											
ト 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき 所定単位×27/1000)											
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき 所定単位×23/1000)											
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計															

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注										
				移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計が人数の上限 を超える場合 又は 原則、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 介護士等の員数 が基準に満たな い場合	床動ユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットにおける体 制が未整備であ る場合	移動職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加 算	認知症行動心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合									
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	要支援1 (580 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +184単位									
			要支援2 (721 単位)																			
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (621 単位)																			
			要支援2 (762 単位)																			
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要支援1 (613 単位)																			
			要支援2 (768 単位)																			
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)																			
			要支援2 (816 単位)																			
	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (584 単位)																			
			要支援2 (725 単位)																			
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (621 単位)																			
			要支援2 (777 単位)																			
	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (584 単位)																			
			要支援2 (725 単位)																			
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (621 単位)																			
			要支援2 (777 単位)																			
	(四) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (568 単位)																			
			要支援2 (707 単位)																			
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (601 単位)																			
			要支援2 (752 単位)																			
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予 防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【基本型】	要支援1 (623 単位)				×97/100				×97/100	1日につき +24単位		1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +184単位			
			要支援2 (781 単位)																			
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (668 単位)																			
			要支援2 (826 単位)																			
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型個室の多床室＞【基本型】	要支援1 (623 単位)																	1日につき +34単位		
			要支援2 (781 単位)																			
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型個室の多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (668 単位)																	1日につき +46単位		
			要支援2 (826 単位)																			
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (651 単位)																			
			要支援2 (809 単位)																			
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要支援1 (651 単位)																			
			要支援2 (809 単位)																			
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (651 単位)																			
			要支援2 (809 単位)																			
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞【療養型】	要支援1 (651 単位)																			
			要支援2 (809 単位)																			
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) ＜ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費＞	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (611 単位)																			
			要支援2 (764 単位)																			
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (611 単位)																			
			要支援2 (764 単位)																			

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
(5) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の80/100)
		※ 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×17/1000)
		※ 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
② 「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目		

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

[illegible]

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (509 単位) 要支援2 (639 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 －60単位	－25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (536 単位) 要支援2 (666 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (527 単位) 要支援2 (657 単位)							
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (566 単位) 要支援2 (717 単位)							
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (598 単位) 要支援2 (749 単位)							
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (587 単位) 要支援2 (738 単位)							
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (452 単位) 要支援2 (565 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (516 単位) 要支援2 (651 単位)							
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (591 単位) 要支援2 (744 単位)							×97/100
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (618 単位) 要支援2 (771 単位)							
			(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>							
		(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (591 単位) 要支援2 (744 単位)							
			(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>							
		(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (609 単位) 要支援2 (762 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算										
(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算										
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)										
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)										
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)										
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)										
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)										
(8) 介護職員等特定処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)										
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)										
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注					注	注							
					利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合							
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (815 単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100		片道につき +184単位							
			看護＜3:1＞ 介護＜6:1＞	要支援2 (977 単位)														
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (922 単位)															
			要支援2 (1,077 単位)															
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (752 単位)														
			要支援2 (922 単位)															
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞		要支援1 (810 単位)															
			要支援2 (1,001 単位)															
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (730 単位)															
		要支援2 (894 単位)																
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (788 単位)															
			要支援2 (974 単位)															
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (718 単位)															
		要支援2 (878 単位)																
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (775 単位)															
			要支援2 (958 単位)															
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (658 単位)															
		要支援2 (819 単位)																
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (765 単位)															
			要支援2 (921 単位)															
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞										要支援1 (566 単位)	×70/100	×90/100	—12単位	×90/100		
												要支援2 (727 単位)						
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞										要支援1 (624 単位)						
												要支援2 (806 単位)						
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (942 単位)	×70/100	×90/100	—12単位	×90/100	×97/100									
			要支援2 (1,098 単位)															
		b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (942 単位)															
			要支援2 (1,098 単位)															
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (834 単位)														
			要支援2 (1,027 単位)															
		b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室の多床室＞	要支援1 (834 単位)															
			要支援2 (1,027 単位)															

(4) 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費			
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×11/1000)	
：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	生活機能向上連携加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	栄養スクリーニング加算	障害者等支援加算
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (181 単位)		×70/100		－18単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位	1日につき ＋12単位	1日につき ＋120単位	1月につき ＋80単位	1月につき ＋30単位	1回につき ＋5単位 (6月に1回を限度)	
	要支援2 (310 単位)				－31単位							
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)				×70/100								1日につき ＋20単位
			・指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,034単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,108単位 ・1週に2回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,344単位 ・指定通所介護 ・要支援1 1,459単位 ・要支援2 3,053単位 ・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの。 「総合事業(「指定第一号訪問事業」)」によるものがある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの。 「総合事業(「指定第一号通所事業」)」によるものがある。									
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×82/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×60/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)											
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×18/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×12/1000)											

※ 限度額
要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (指に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付用品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付用品			
	床ずれ防止用具			
	体位置換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位置換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	
	(431単位)
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成31年10月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注								
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算							
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,680 単位)	×98/100	－62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき －600単位				1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日 前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位							
		要介護2 (10,138 単位)		－111単位														
		要介護3 (16,833 単位)		－184単位														
		要介護4 (21,293 単位)		－233単位														
		要介護5 (25,752 単位)		－281単位														
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,287 単位)		－91単位														
		要介護2 (12,946 単位)		－141単位														
		要介護3 (19,762 単位)		－216単位														
		要介護4 (24,361 単位)		－266単位														
		要介護5 (29,512 単位)		－322単位														
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,680 単位)	－62単位																
	要介護2 (10,138 単位)	－111単位																
	要介護3 (16,833 単位)	－184単位																
	要介護4 (21,293 単位)	－233単位																
	要介護5 (25,752 単位)	－281単位																
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)																	
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)																	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)																	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)																	
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)		注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計															
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)																	
：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目																		

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100
	(1月につき 1,013単位)		
	定期巡回サービス費		
	(1回につき 379単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ)		
	(1回につき 578単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ)		
	(1回につき 778単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,751単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
ホ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×42/1000)		
：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目			

2-2 地域密着型通所介護費

[illegible]

[illegible]

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準を満たさない場合又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,364 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 (15,232 単位)				
		要介護3 (22,157 単位)				
		要介護4 (24,454 単位)				
		要介護5 (26,864 単位)				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,338 単位)				
		要介護2 (13,724 単位)				
		要介護3 (19,963 単位)				
		要介護4 (22,033 単位)				
		要介護5 (24,295 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)			
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)			
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
ト 看護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)			
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)			
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 12単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 12単位を加算)			
フ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)			
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)			

注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからフまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	－76単位 －80単位 －82単位 －84単位 －85単位 －75単位 －78単位 －81単位 －82単位 －84単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
		要介護2 (797 単位)						
		要介護3 (829 単位)						
		要介護4 (837 単位)						
		要介護5 (854 単位)						
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (749 単位)						
		要介護2 (784 単位)						
		要介護3 (808 単位)						
		要介護4 (824 単位)						
		要介護5 (840 単位)						
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	－76単位 －80単位 －82単位 －84単位 －85単位 －75単位 －78単位 －81単位 －82単位 －84単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位
		要介護2 (825 単位)						
		要介護3 (849 単位)						
		要介護4 (865 単位)						
		要介護5 (882 単位)						
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (777 単位)						
		要介護2 (813 単位)						
		要介護3 (837 単位)						
		要介護4 (853 単位)						
		要介護5 (869 単位)						

注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定					
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)							
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)							
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)					
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)							
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)							
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)							
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)							
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)								
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士が、介護職員に対する 口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合					
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した 単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)							
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)							
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した 単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)							

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束廃止未 実施減算	注 入居継続支援加 算	注 生活機能向上運 携加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (535 単位)	×70/100	→54単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
	要介護2 (601 単位)		→60単位								
	要介護3 (670 単位)		→67単位								
	要介護4 (734 単位)		→73単位								
	要介護5 (802 単位)		→80単位								
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 (535 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
	要介護2 (601 単位)										
	要介護3 (670 単位)										
	要介護4 (734 単位)										
	要介護5 (802 単位)										
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
チ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)										

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[illegible]

8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注					
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)				
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,401 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護2 (17,352 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護3 (24,392 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護4 (27,665 単位)						－1,850単位	－1,850単位	－60単位				
		要介護5 (31,293 単位)						－2,914単位	－2,914単位	－95単位				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,173 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護2 (15,634 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護3 (21,977 単位)						－925単位	－925単位	－30単位				
		要介護4 (24,926 単位)						－1,850単位	－1,850単位	－60単位				
		要介護5 (28,195 単位)						－2,914単位	－2,914単位	－95単位				
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (565 単位)												
		要介護2 (635 単位)												
		要介護3 (703 単位)												
		要介護4 (770 単位)												
		要介護5 (836 単位)												
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)														
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)													
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)													
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)														
ヘ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))														
ト 通院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)														
チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574単位を加算)														
リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)													
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)													
ス ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)			注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合											
ル 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算)													
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)													
ヲ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)														
ヅ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)														
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)													
	(2) ロを算定している場合													
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)													
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)													
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)													
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)													
			：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目											

1 介護予防認知症対応型通所介護費

地域 10

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注			
			登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合		過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,418 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100			
		要支援2 (6,908 単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,080 単位)							
		要支援2 (6,224 単位)							
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (421 単位)							
		要支援2 (526 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)						
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)						
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)						
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)						
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))						
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1月につき 640単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1月につき 500単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 350単位を加算)						
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合								
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		(1日につき 21単位を加算)						
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		(1日につき 16単位を加算)						
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 12単位を加算)						
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 12単位を加算)						
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)						
			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)						
			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合 又は	身体拘束廃 止未実施減 算	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同 生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (757 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	－76単位	1日につき ＋50単位			
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (745 単位)				－75単位		1日につき ＋25単位		
ロ 介護予防短期利用認知症 対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要支援2 (785 単位)					1日につき ＋50単位		1日につき ＋200単位 (7日間を 限度)	1日につき ＋120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要支援2 (773 単位)						1日につき ＋25単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)							
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)							
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)								
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)								
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(3)の80/100)								
ル 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。